

## R6年度「歩こう。佐賀県。」情報発信等業務委託仕様書

### 1. 委託業務名

R6年度「歩こう。佐賀県。」情報発信等業務

### 2. 事業の背景と目的

#### (1) 背景

佐賀県は、自家用車の保有率が高く、自家用車での移動が主流であるため、公共交通利用数の減少や慢性的な交通渋滞・高い交通事故発生率等の要因となっている。

そのため、県では、自家用車以外の移動手段も一つの選択肢として考えてもらうため、自家用車での移動が前提のライフスタイルから、歩くことや自転車、公共交通の利用を積極的に取り入れたライフスタイルへの転換を促し、公共交通利用の増加や交通渋滞の緩和はもとより、CO2削減や街なかの賑わい創出等を目的として様々な分野で行動変容を促す、「歩こう。佐賀県。」の取組を展開している。

これまで、親子でも楽しめる街なかスタンプラリーや普段バスを利用しない人に利用のきっかけを提供するため、バスの運賃を無料化する取組等を実施してきた。また、令和4年度には歩く拠点として ARKS (アルクス) の整備、令和5年度には SAGA アリーナの開業など人々の交流の場の環境整備も進めている。

#### (2) 目的

本委託では、「歩こう。佐賀県。」が目指す、歩くライフスタイルの定着を図るため、同ブランドの認知向上と行動喚起を目的とする。特に次の2点を重要視する。①(県民に対する県実施)調査での同ブランドの認知率を引き上げる。②本事業を通じて「歩こう。佐賀県。」を意識した、歩くライフスタイルの定着を促す(本年の重点ターゲットは別途記載する)。また、令和6年10月に開催される SAGA2024 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会(以下「SAGA2024 国スポ・全障スポ」と言う。)でスポーツに関心が集まることを契機として、県民全体で参加できる歩く取組を実施する。

### 3. 事業の内容

本委託では、次の(1)～(5)の業務を実施する。

#### (1) SAGA2024 国スポ・全障スポを契機とした県民が行動(歩く)に移す取組

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会は、各都道府県で約50年に一度のイベントであり、県民のスポーツに対する関心が高まる期間である。SAGA2024 国スポ・全障スポを契機として、「歩く(公共交通利用を含む)」を促進し、定着する取組及び一連の情報発信を実施する。

#### (2) SNS等による情報発信

##### ① Instagramの運営

20代から40代のSNSを利用する層をターゲットとし、スポーツ・健康・環境等の各分野で佐賀県とゆかりのある人物を選定し、「歩く」ことの重要性を語ってもらい、その内容をInstagramにて投稿、また、「歩こう。佐賀県。」ホームページにおいても掲載し、認知向上を図る。

※同内容は「歩こう。佐賀県。」ホームページにも掲載すること。

##### ② 川柳を活用した公共交通の利用を促進する広報物の制作

令和6年1月に開催した「さがバスまるっとフリーDAY」にて利用者から募集した川柳を基に、20代～40代のSNSを利用する層をターゲットとした広報物を制作し、発信する。「歩こう。佐賀県。」Instagram等の媒体で発信する。

※同内容は「歩こう。佐賀県。」ホームページにも掲載すること。

- (3) 「歩こう。佐賀県。」ホームページのリニューアル及び保守・運用  
県民が「歩く」「公共交通を利用する」「自転車に乗る」きっかけとなる、コンテンツを集約したホームページとなるようリニューアルを行う。次年度以降、県での更新が可能な形で納品する。  
※保守・運用の引継ぎは協議が整った後、実施する。

- (4) アンケート及び分析  
県が提供する質問項目（別紙2）について、令和7年1月にWEBアンケート調査を実施し、結果を速やかに分析する。

- (5) 成果指標の設定とその検証  
上記(1)、(2)において、適切なKPIを設定し、適宜報告し、事業完了時にその成果を検証すること。

#### 4. 委託金額

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

#### 5. 履行期間

委託契約締結日から令和7年3月31日（月曜日）まで

#### 6. 留意事項

- ・ 委託業務は、県と適宜協議を行い実施すること。
- ・ 本業務の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- ・ 本業務の実施に係る関係機関との調整や近隣の対策等が必要な場合（申請・届出等含む）については、受託者によりこれを行うこと。
- ・ 設備や資機材等は、特に指示のない限り受託者が調達するものとし、その費用は全て契約金額に含めること。
- ・ 受託者は本業務の実施に当たって必要な保険に加入すること。なお、加入後は保険書類の写しを県に提出すること。
- ・ 受託者の責任による施設等の汚損及び損傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償すること。
- ・ 本業務において、第三者（佐賀県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は、著作権の処理を行うこと。
- ・ 本業務において作成される成果物の著作権、所有権等、その他一切の権利は佐賀県に帰属するものとする。

#### 7. その他契約に係る規定について

委託契約においては、個人情報保護及び情報セキュリティに関し細心の注意が必要とされるため、受託事業者へ以下の事項を義務付けるものとする。

- (1) 受託事業の遂行上知り得た個人情報等の秘密保持、第三者への情報提供の禁止
- (2) 受託業務の遂行目的以外の個人情報、各種データ等の利用禁止
- (3) 受託業務の遂行目的以外の個人情報等データの複写又は複製の禁止
- (4) 業務従事者による個人情報保護の誓約
- (5) 事故発生時の報告義務と報告手順の明確化